

定期点検調査での法定期限超過について

2018年7月3日
株式会社エネアーク関西

株式会社エネアーク関西（社長：友田泰弘）は、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「監督行政」）より、液化石油ガス販売事業者が法律で実施を定められている供給設備点検及び消費設備調査（以下、定期点検調査）について、一部のお客さまに対して、法定期限を超過していたため、7月3日付で行政指導を受けました。

当社といたしましては、今回の指導を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

また、当該お客さまには大変なご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを心からお詫び申し上げます。

1. 行政指導の内容

液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、液石法）によって、ガスを使用中であるお客さまに対して法定期限内に定期点検調査を行うことを義務付けられています。また、定期点検調査の結果について液石法で定められた資格を保有する業務主任者が確認することが義務付けられておりますが、このたび、監督行政より適切に実施できていないものとして、以下のとおり「厳重注意」を受けました。

<指摘内容>

- (1) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部について、法定期限内に実施していない。（法第27条第1項第1号、第2号、規則第36条第1項第1号、規則第37条第1号）
- (2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査について、法令に基づき、帳簿に記載すべき事項の一部を記載していない。（法第81条第1項、規則第131条第2項）
- (3) 業務主任者が定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部について、実施及びその結果を確認しておらず、帳簿の記載について監督していない。（法第20条第1項、規則第24条第7号、第10号）

<指導内容>

各事象に関する原因を究明の上、再発防止策を策定し、その実施状況および改善状況について、2018年8月3日までに報告すること。

2. 事案の経緯と内容

2018年4月19日に、社内調査により定期点検調査の法定期限を超過していた事案があったことが判明いたしました。

その後、監督行政に報告を行うとともに、さらに調査を進めた結果、法定期限を超過していた件数が371件あることが判明いたしました。

当社は、事案が判明して以降、当該お客さまに対する定期点検調査を進め、5月27日までにすべての点検調査を完了いたしました。

3. お客さまへの対応

定期点検調査の法定期限を超過していたお客さまに対しましては、既に点検調査を完了し、保安上の問題がなかったことを確認しております。

4. 再発防止策について

点検調査業務の法定期限内に確実に実施するために、社内のチェック体制及びシステム上の管理を強化します。

また、管理者・担当者に対し、社内教育等により、適正な定期点検調査の遂行を徹底してまいります。

当社は、お客さまの安全確保を最重要事項として認識しており、このたびの行政指導を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。お客さまに大変なご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

エネアーク関西 フリーダイヤル 0120-60-7277

(受付時間 月～土：9：00～19：00、日祝日：9：00～17：40)